

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月5日

【会社名】 株式会社 島根銀行

【英訳名】 THE SHIMANE BANK , LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 山 根 良 夫

【本店の所在の場所】 島根県松江市東本町二丁目35番地

【電話番号】 (0852) 24 1234(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 青 山 泰 之

【最寄りの連絡場所】 島根県松江市東本町二丁目35番地

【電話番号】 (0852) 24 1234(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 青 山 泰 之

【縦覧に供する場所】 株式会社島根銀行 鳥取支店
(鳥取県鳥取市戎町501番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当行の取引先である株式会社宝屋が、平成27年10月22日付で破産手続開始決定を受けたことに伴い、同社に対する債権について、取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該取引先の名称、住所、代表者の氏名及び資本金及び事業の内容

名称	株式会社 宝屋
住所	島根県松江市学園二丁目3番31号 フリーダム1 103号室
代表者の氏名	永島 充
資本金	10百万円
事業の内容	小売業

(2) 当該取引先に生じた事実及びその事実が生じた年月日

平成27年10月22日付で松江地方裁判所より破産手続開始決定を受けたことによる。

(3) 当該取引先に対する債権の種類及び金額（平成27年11月2日現在）

貸出金 889百万円

(4) 当該事実が当行の業績に及ぼす影響

上記債権につきましては、既にほとんどを償却し、残りの部分についても引当金により全額保全されております。